

長浜市商工会からのお知らせ

令和7年2月17日（第84号）



長浜市商工会

TEL：0749-78-2121

FAX：0749-78-1300

情報配信専用e-mail：news@nagahamasci.or.jp

<目次>

◆ 国税庁からのお知らせ

- ① 書かない確定申告！ マイナンバーカードで「e-TAX」
- ② 国税も！地方税も！暮らしにとけこむキャッシュレス納付！
- ③ 「納税証明書」はスマホで請求・受取できます！

◆ 出展者・参加企業募集について

- ④ 大阪・関西万博に係る滋賀県主催イベント「滋賀魅力体験ウィーク～Discover Shiga, Go Biwako～」県連枠の出展者募集について
- ⑤ 滋賀県SDGs事業「こどなBASE」参加企業募集中!!

◆ 国税庁からのお知らせ

確定申告の時期となりました。国税庁よりe-Taxを使った簡単・便利な申告、キャッシュレス納付、納税証明書の請求・受取サービスの案内が出ておりますのでご紹介します。

- ① 書かない確定申告！ マイナンバーカードで「e-TAX」

詳細は下記URLもしくは添付チラシをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/topics/e-tax_shinkoku/pdf/04241011_01.pdf

- ② 国税も！地方税も！暮らしにとけこむキャッシュレス納付！

詳細は下記URLもしくは添付チラシをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0023008-120_01.pdf

- ③ 「納税証明書」はスマホで請求・受取できます！

詳細は下記URLもしくは添付チラシをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0024007-110.pdf>

※ 国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/>

◆ 出展者・参加企業募集について

④ 大阪・関西万博に係る滋賀県主催イベント「滋賀魅力体験ウィーク～Discover Shiga, Go Biwako～」県連枠の出展者募集について

大阪・関西万博に係る滋賀県主催イベントとして「滋賀魅力体験ウィーク～Discover Shiga, Go Biwako～」が開催されます。

つきましては、下記の通り参加事業者を募集されますので、出展・販売を希望される事業者におかれましては、詳細をご確認いただき申込書に必要事項をご記入の上、長浜市商工会までお申し込みください。

1. 開催日時・場所（予定）

日時：令和7年6月24日（火）、25日（水）10時～19時 ※万博開場時間 9時～22時

場所：大阪・関西万博会場（大阪市此花区夢洲）

関西パビリオン 多目的エリア

2. 募集小間

1日2小間：2日間で最大4小間（事業者）※1小間（1.5m×1.5m）

基本設備：テーブル（W1,500mm×D600mm×H700mm）1台／小間、椅子1脚／小間

3. 募集対象者

・健康しが：「人の健康」、「社会の健康」、「自然の健康」の観点に幅広に該当する事業を行っている県内の中小・小規模事業者を募集します（最大4事業者）。

・「令和7年度 滋賀のちいさな企業 食と観光・サービス個別商談会（仮称）」へ出展を希望される事業者を優先的に選定します。

※詳細は出展申込書添付の出展規程等を参照

4. 出展に係る費用

・出展料は発生しませんが、販売に係る決済手数料2.5%と飲食・食品は8%、物販・サービスは10%が売上金より引かれます（万博会場は全てキャッシュレス決済）。

・会場までの交通費等は各事業者負担となります。

5. 申込締切日

令和7年2月19日（水）までに、下記添付の「出展申込書」に必要事項を記入し、長浜市商工会へメールまたはFAXにてお申し込みください。

E-Mail：shien@nagahamasci.or.jp

FAX：0749-78-1300

（担当：松橋）

6. 今後のスケジュール（予定）

・出展候補者決定：2月下旬

・出展ヒアリングシートの提出：3月上旬

・その他提出書類：4月中旬

・直前説明会：5月下旬

・6月24日-25日：イベント本番

7. その他

- ・大阪・関西万博の規定がありますので、通常の催事や物産展よりも厳しい条件があることや様々な提出書類（特に試飲・試食などの飲食物の提供）を求められる可能性が高いことをご理解ください。
- ・試食・試飲や販売は可能ですが、現場での調理を必要とするものは提供できません。
- ・「健康しが」については、①食、②自然環境、③県民性・伝統文化、④ところ、⑤運動、⑥いきがい、⑦セルフケア、⑧つながり、⑨生きがい、と幅広い取り組みが対象となりますので、多少でも関連性があれば問題ありません。

⑤ 滋賀県SDGs事業「こどなBASE」参加企業募集中!!

こどなBASEの概要

滋賀県では、滋賀県に関わる様々な企業・団体が、将来社会の担い手となる子ども・次世代と共に未来をつくるため、自社の魅力/想い/強みを子ども・次世代に伝えられる体験プログラムの企画や実施を伴走支援する「こどなBASE」の取組を実施しています。

滋賀県SDGs事業「こどなBASE」が実施する子ども向け体験プログラムにて、お仕事紹介を通じて気軽に子どもたちと交流を楽しみませんか？

詳細は添付チラシをご覧ください。

複数社参加型交流プログラム「しがのおしごとずかん」が
2025年3月5日（水）きっずライフ八幡中山で開催されます！

**参加企業
募集中**

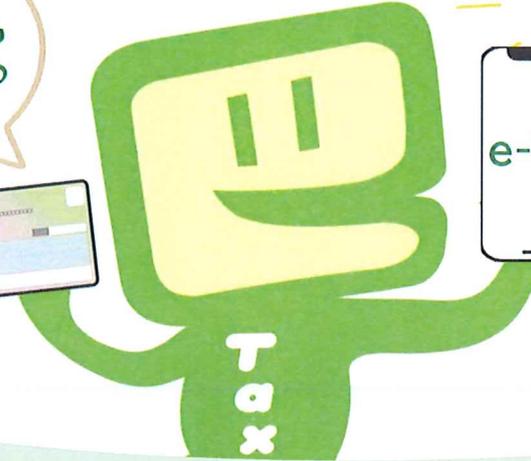
滋賀県SDGs事業 こどなBASE運営事務局ホームページ：

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/sdgs/kodonabase.html>

書かない✕確定申告

マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪



スマホで
サクッと♪

すでに

約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!



作成コーナー



マイナポータル連携
の詳細はこちら



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

作成できる申告書等

- ・ 所得税の申告書
- ・ 消費税の申告書
- ・ 青色申告決算書・収支内訳書
- ・ 贈与税の申告書



令和7年1月から
所得税のすべての画面が
スマホで
見やすくなります♪

e-Taxに必要なもの

✓ マイナンバーカード

※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ

(又はICカードリーダライタ)

✓ マイナンバーカードのパスワード2つ

① 署名用電子証明書のパスワード

(英数字6~16文字)

② 利用者証明用電子証明書のパスワード

(数字4桁)

スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



令和7年1月からe-Taxがスマホ用電子証明書に対応！

● マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、

申告書の作成・e-Tax送信ができるようになります！

● 利用者証明用電子証明書の

パスワードはスマホの

生体認証機能を利用できます！

(機種によって異なります)

Android™のみ対応しています

※ご利用には、スマホでマイナポータルからスマホ用電子証明書の利用申請・登録をする必要があります。

スマホ用電子証明書
について詳しくはこちら



読取不要！



申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことをメニューから選択するか、入力いただくと「税務職員ふたば」(AI)が回答



国税の

キャッシュレス納付方法

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)



e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落としにより納付する方法

利用方法

- ① ダイレクト納付利用届出書を提出
- ② e-Taxで申告等データの送信+自動ダイレクトで納付手続き完了!
- ③ (自動ダイレクト利用なしの場合)送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続

インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法

利用方法

- ① e-Taxで申告等データの送信
- ② 送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続→普段利用している金融機関サイトを經由して納付完了!

振替納税(個人の方のみ)

事前に届出をした預貯金口座から、
国税庁が指定する振替日に自動で口座引落としにより納付する方法



詳細は国税庁ホームページ
「国税の納付手続」へ

クレジットカード納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法

スマホアプリ納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、iOOPayといったスマホ決済アプリを使用して納付する方法

地方税の

キャッシュレス納付方法

は3ページへ



リサイクル推進税
環境税
地方自治体
令和6年9月

国税も! 地方税も!

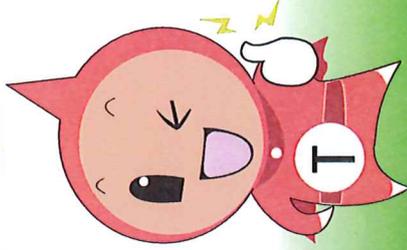
キャッシュレス納付!



いつでも
どこでも

簡単納付

eL
TAX



国税庁e-Taxセンター: イータス

e-Tax

eL-Taxセンターキャラクター: エルレンジャー



国税の
ダイレクト納付が
さらに便利に

自動ダイレクト

自動ダイレクトとは

e-Taxの申告データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告データの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることが出来る機能です。

※令和6年4月からe-Taxでご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトにも順次対応を依頼しています。

こんな方に

おははめ!

源泉所得税を毎月納付する方など
納付の機会が多い方

ダイレクト納付利用の場合



自動ダイレクトを利用すると...

- ① 申告等データ送信 →
- +
- ダイレクト納付手続き

POINT!

自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限になります。

※法定納期限当日に自動ダイレクトの手続きをした場合は、その翌引日。

詳細は国税庁ホームページ「自動ダイレクト」をご覧ください。



税務署

- ① 申告等データ送信 →
- ② メッセージの受信 ←
- ③ ダイレクト納付手続き →

申告等データ送信画面でチェックを入れるだけで簡単納付

個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が必要となります。
課税区分番号等	住所住所番
発行番号	なし
提出年月日	令和6年2月27日

本申告は自動ダイレクトの対象です。且、自動ダイレクトによる源泉所得税の引落しは、口座引落しの手続きを完了させた後に行われます。

私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

申告と納付手続きが同時に完了!!

自動ダイレクトの利用方法は「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替) マニュアル」をご覧ください。



eL-QRで
いつでもどこでも
キャッシュレス
納付

地方税のお支払いが 簡単・便利になりました!

納付書に「eL マーク」があれば、
地方税お支払サイトやスマホ決済アプリが利用できます。



お手元納付書の「eL マーク」[eL-QR]
をご確認ください!



キャッシュレス納付の種類	対象税目	詳しい情報
キャッシュレス納付の種類 スマホ決済アプリ	eL マーク 及び eL-QR の付いた納付書がある税目 例：固定資産税、都市計画税、自動車税、軽自動車税(種別別) その他税目※	地方税お支払サイト
eLTAX ダイレクト納付 インターネットバンキング クレジットカード納付	・法人郡道府県民税 ・法人事業税 ・特別法人事業税(地方法人特別税) ・法人市町村民税 ・事業所得税 ・個人住民税(特別徴収分・退職所得に係る納入申告) ・郡道府県民税(利子割、配当割、株式等所得割) ・地方たばこ税、入湯税、ゴルフ場利用税、宿泊税	eLTAX 地方税 ポータルシステム

※別表となる税目は、郡道府県・市区町村により異なります。

よくある質問 Q&A

Q1 どのような支払方法が利用できますか?

A1 地方税お支払サイトではクレジットカード払い・インターネットバンキング・口座振替等を利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払も利用できます。

Q2 支払を始めるには何を準備すればいいですか?

A2 お手元に「eL マーク」の記載がある納付書を用意して、地方税お支払サイトにアクセスしてください。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリで「eL-QR」(QRコード)を直接読み取ってお支払ください。
※ 「eL-QR」(QRコード)、「eL 番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。

Q3 いつ利用できますか?

A3 地方税お支払サイトは、24時間365日利用できます。ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて、利用開始日によっては、選択できない支払方法があります。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。(いずれもシステムのメンテナンス期間を除きます。)

Q4 地方税お支払サイトを利用する場合、手数料などを別途支払う必要がありますか?

A4 原則、手数料を支払う必要はありません。ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。
※ システム利用料は、地方税共同納税、各地方団体の収入になるものではありません。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

納税証明書は スマホで 請求・受取 できます!



納税証明書 (PDF) は、お手持ちのスマートフォン等からe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット ①

いつでもどこでも!

スマホで 完結!

タブレットでも!



メリット ②

手数料が お得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット ③

期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

オンラインで

請求から受取までの流れ

ステップ
1

自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
「納税証明書の交付請求(電子交付用)」
を選択。※e-Taxを初めてご利用になる
場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>



法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/Corporate>



ステップ
2

電子申請

納税証明書の請求データを作成
マイナンバーカードを読み込んで
電子署名を付与。

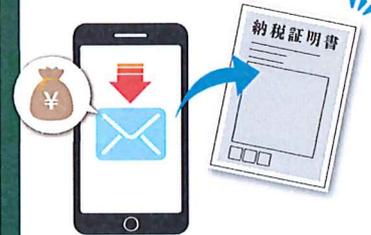


マイナンバー
カードが
必要です!

ステップ
3

電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で手
数料納付後、納税証明書データを
ダウンロードできるようになります。



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した納税証明書 (PDF) の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



国税庁 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手順の仕方はこちらから

<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/e-taxsoftweb.htm>



納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法

方法1 オンラインで請求後、**窓口**で受取



STEP
01



自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン後、
メインメニューの「申請・納付手続を行う」内の
「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

STEP
02



税務署窓口で本人確認

本人

- 本人確認書類(運転免許証など)※1
- 番号確認書類(マイナンバーカードなど)※2

委任状

代理人

- 委任状
- 代理人の本人確認書類(運転免許証など)※1
- 請求者本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写し※2

※1 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。

※2 個人の方の請求の場合、必要です。

STEP
03

手数料



手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金により手数料を納付します。
1税目 1年度 1枚あたり370円

オンライン請求なら
手数料が
おトク!!

STEP
04



納税証明書の受取

方法2 オンラインで請求後、**郵送**で受取



請求者の電子署名及び電子証明書を送信して、郵送での受取ができます。

詳しい手続は、e-Taxホームページ内「**書面の納税証明書を受け取る場合について**」をご覧ください。

※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して**手数料及び郵送料を納付する**必要があります。



全省庁統一参加資格の申請や建設業許可申請を行う方は、
納税証明書が取得不要の場合があります!

e-Taxの利用者識別番号をお持ちの方は、次の外部機関システムを利用して各種申請を行う際に、
納税情報の添付自動化(納税証明書に代えて「納税情報」を取得し、申請先に提出することができる仕組み)
がご利用いただけます。

詳しくは、各申請手続のホームページをご覧ください。

デジタル庁 調達ポータル

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>



国土交通省 建設業許可・経営事項審査電子申請システム

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html



大阪・関西万博に係る滋賀県主催イベント「滋賀魅力体験ウィーク～Discover Shiga, Go Biwako～」県連枠の出展申込書

No.	項目名	記入欄（必要に応じて枠を広げて記載ください）	備考
1	会社名		
2	代表者名		
3	担当者名		
4	所属商工会名		
5	電話番号		
6	メールアドレス		
7	出展内容		具体的な出展内容や展示内容について記載ください
8	販売の有無		該当する方を選択してください
9	販売予定商品の全て記載		販売を予定する商品名を記入
10	試食・試飲・体験企画等の実施有無		該当する方を選択してください
11	NO.10を実施有と回答の場合のみ、その内容を記載 ※備考欄の内容を参考に記載ください		<ul style="list-style-type: none"> ●来場者が滋賀の魅力や技術に触れることができるもの ●国内外を問わず幅広い来場者が楽しめるもの ●地域資源を活用した独自性のあるもの ●募集テーマと親和性のあるもの ●滋賀県への来県につなげる工夫があるもの ●万博後の新たな活動や、活動の拡大につながるもの ●限られたスペースで実施可能なもの ※単なる展示だけでなく、モノに触れたり、試食・試飲や、取組に関連した体験要素を取り入れる等の工夫をお願いします。
12	特記事項		必要な設備や補足事項を記入ください ※応えられない場合もありますので、ご了承ください
13	出展希望日（原則出展は1日のみ）		6/24、6/25、両日から選択ください 出展時間：10時～19時 ※万博開場時間9時～22時 当日準備は8時30分～（前日準備不可）
14	当日参加予定人数（1日2人まで）		
15	参加予定者氏名		※現時点の想定で結構です。後ほど変更は可能。
16	健康しがの該当分野について回答ください（複数回答可）		下記の該当分野に当てはまりそうなものを回答ください ①食、②自然環境、③県民性・伝統文化、④ところ、⑤運動、 ⑥いきがい、⑦セルフケア、⑧つながり、⑨生きがい
17	令和7年7月29(火)に開催予定の「滋賀のちいさな企業 食と観光・サービス個別商談会（仮称）」への出展希望		
18	「②出展規程等」のシートを確認ください。		
19	「③飲食物の提供について」のシートを確認ください。		
20	「④ブース配置・イメージ」のシートを記載ください。		

■飲食物の提供について、下記の事項を確認しましたら、チェックを入れてください。

□	飲食物の提供について	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者に安全・安心な食事を提供できるように、食品の取り扱い・衛生管理については、細心・最大の注意を払い、取り組んでいただきますようお願いいたします。 ・食中毒やアレルギー事故などの食品事故の発生は、他の利用者や来場者にご迷惑がかかると共に、大阪・関西万博及び関連イベントにも迷惑がかかることとなりますのでくれぐれもご注意ください。 ・出展者の原因で起きた食品事故（食中毒・アレルギー事故等）については、滋賀県は一切の責任を負いかねます。出展者の責任で補償していただきます。事故が発生した場合は、速やかに運営スタッフに報告してください。 ・購入者の自己申告の場合であっても、利用者が提供した商品で体調を崩されたなどの相談があった場合は、商品提供を一時中断、もしくはイベントを中止いただく場合がございます。
□	多目的エリアの設備状況（共用になります）	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的スペースバックヤード 二槽シンク×1台
□	関西パビリオンからの禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的エリアにおいての調理（煮る／焼く／揚げる）は原則禁止になります。（調理済み食品の温め直しは可。ただし、事前に関西広域連合事務局に相談し、了解を取る必要があります。） ・直火の使用禁止（ガス缶を使用したカセットコンロの使用による温め直し等） ・臭いが強すぎる食品の提供 ・アルコールの飲み歩きは禁止となっておりますので、多目的エリア内で飲んでいただくように案内をお願いします。 ・家庭用ホットプレート等の簡易な器具を使用した小規模な食品の調製（単に焼くだけやコーヒーの抽出等）は禁止になります。 ・包丁等の器具を使用した食品の細切は禁止になります。
□	試飲試食について	<p>【保健所の試飲・試食に関する注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試飲・試食とみなすには少なくとも以下の要件を満たしてください。 ・提供の目的や提供量によって、無償での提供であっても営業とみなされ、飲食店営業等の食品衛生法に基づく営業許可が必要となる場合があります。 <p>○提供目的 食品の提供が他の主要な目的に付随して行われるもので、独立した飲食の提供ではないことを目的とします。</p> <p>○提供量 試飲・試食は、食事として提供されるものではなく、商品の品質や味を確認するためのものであることから、少量の提供（原則として一口程度を目安）であることを基本とします。試飲・試食の提供人数は適正な衛生管理が可能な範囲内としてください。提供終了後は、休業状態といった運営にならないよう配慮をお願いします。（飲食提供終了後は、体験イベントや展示を実施する等）</p> <p>○試飲・試食でできる行為(可能な範囲)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①包装品をそのままの状態を提供 ②既製品の開封盛付け ③原則として提供直前に加熱したものの提供（コーヒー等は抽出後、高温で保管する場合は可とします。） <p>○提供方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ①原則として、試飲、試食の準備（湯煎や取り分け、お湯を注ぐ等）はバックヤード内で実施ください。各小間では、配布行為のみ実施いただけます。 ②試飲、試食で提供する食品はその場で直ちに喫食させ、持ち帰り等は行わせないようご注意ください。 ③調製した食品は、1回の試食で使い切りとし、次回への持ち越しはしないようにしてください。 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品に接触する作業を行う場合は、適切な頻度で手洗いを実施してください。 ・作業者の体調が原因で食中毒を引き起こすこともあります。体調不良な場合は、従事しないようご注意ください。 ・試飲、試食を行う場所には、アルコール消毒液及び使い捨て手袋を常備してください。 ・作業終了後には使用する器具を洗浄・消毒し、衛生的に保管してください。 ・屋外で試飲、試食を行う場合は、外部からの汚染を防止するための措置(天井、三方囲の設置)を講ずることができないのであれば、包装品をそのままの状態での提供の範囲内でのみ行ってください。 ・食品の賞味期限は必ずお守りください。 ・食物にアレルギーが含まれる場合は、お客様へ確認を行うと共に、表示ください。 ・納品時の原材料チェックや納品後の食品管理を適正に行い、記録ください。 ・保険については、後日ご案内させていただきます。また保健所等への確認のため、今後資料のご提出をいただく予定です。

□	営業許可が必要な場合について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試飲試食に該当せず、営業とみなされる場合は露店営業許可が必要になります。 ・ 露店営業における飲食物や取扱いについては大阪市で定めたルールに加え、関西パピリオンが定めた禁止事項を踏まえた対応が必要になります。 【保健所からの禁止事項】 ・ 提供直前に加熱していない食品（さしみ、サラダ、冷やしそうめんなど）の提供 ・ 加熱した食品にクリーム、ホイップクリーム、カスタードクリーム、アイスクリーム類）を盛り付ける行為 ・ 洗米行為 ・ 加熱後の調理行為（加熱した食品を包丁で切る、炊飯した米飯を具材とともに炒めるなど） ・ 原材料の下処理（野菜の土を落とす、魚のうろこや内臓を除去するなど） ・ 原材料の一次加工（野菜を刻む、たこ焼きのたこを切るなど） ※その他にも、制限される行為があります。事前に保健所にご相談ください。 【関西パピリオンからの注意事項を踏まえた露店営業で可能な飲食物の提供について】 ・ 原則として、調理済食品をて、提供する直前に加熱したものに限る。（調理済食品及び加熱した食品のカットは不可） ・ 調理済食品のIH調理器による温め直し（湯煎） ・ 来場者に提供する直前に加熱調理した食品（直前加熱食品） ・ 直前加熱食品同士を組み合わせたもの（例：ホットドック） ・ 直前加熱食品以外で例外的に提供できるもの（例：かき氷・わらびもち） 【多目的エリア内の設備整備について】 ・ 大阪市保健所『露店営業』についての資料に基づき、必要な施設・設備を設ける必要があります。 ・ 保健所の検査については、営業許可申請（手数料の納付を含む）が完了し、営業施設が用意できてからになります。許可が降りない場合は、営業することができませんので事前の準備を徹底していただきますようお願いいたします。 ※保健所の検査は、万博全体を回るので、開始時間が遅れる可能性があります。 【保健所に申請】 ・ 『営業許可証申請書』の提出が必要となります。 ・ 『食品衛生責任者』の設置が必要となります。 ・ 営業許可申請には手数料が必要となります。
□	食品の販売について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装に入れられた販売商品には必ず、食品表示基準に従った表示を記載してください。 ・ 販売する食品は、当該食品の製造・加工に必要な食品営業許可を受けた施設（許可を要しない場合は、営業届出を行った施設）において製造・加工されたもので、容器包装された食品のみとします。（露出版売は行わないでください。） ・ 仕入れ時に表示を確認し、定められた保存方法で保管、陳列してください。 冷蔵庫はございませんので、クーラーボックスを持参し保管するなど、夏場となりますので、保管方法等には細心の注意を払ってください。 ・ 食品等（食品営業許可を受けている施設）の無料配布等を行う場合は、保存性のある食品のみとし、衛生的な製造場所において製造・加工したものを使用してください。 ・ 野菜や果物の生鮮食品に関しては、容器包装されていないものも、販売可能とします。 【保健所への届出】 ・ 生鮮食品、常温保存できない加工食品や消期限が設けられている加工食品ものに関しては、保健所に『営業届出書』が必要となります。実施する2週間前までには保健所に申請届出を行うことになります。 ・ 野菜や果物の生鮮食品を販売される際には、『野菜果物販売業』の営業届出が必要となります。 ・ 『食品衛生責任者』の設置が必要となります。
□	多目的エリアの衛生管理について	<ul style="list-style-type: none"> ①スタッフのユニフォーム・身だしなみ・体調管理 ・ ユニフォームは、常に清潔なものを着用してください。 ・ 帽子を着用する・髪の毛をまとめるなどして、頭髮の抜け落ち防止をしてください。 ・ 毎朝、スタッフの体調チェック（下痢・嘔吐・咳・発熱など）、やけどの有無、身だしなみチェックを行ってください。体調の優れない・手に怪我のあるスタッフを確認した場合は、従事を控えていただく等の配慮をお願いします。 ②手洗い・調理作業 ・ 手洗設備として消毒効果のある手洗用液体石鹸、ペーパータオル、アルコールスプレーを準備し、すぐ使用できるような状態にしてください。 ・ 食品に手指が接触する作業を行う場合は使い捨てのビニール手袋等を用いてください。 ③多目的エリアは常に清潔に ・ ごみ袋や清掃用具は各自でご手配いただき、来場者に不快感を与えないよう、衛生管理に努めてください。 ・ フタ付きのポリバケツをごみ処理用に設置してください。 ④食器・調理器具 ・ 来場者に提供する食器やカトラリーは、日本国際博覧会協会のガイドラインに従ってください。 ・ 食器類の保管にあたってはホコリや異物混入がないように、衛生面に気配りしてください。 ・ 調理器具は常に清潔に保ってください。
□	食品取り扱い申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品取り扱い内容を『食品取り扱い申請書』（様式が決定次第お知らせします）にて、事務局に申請してください。 提出書類について、食品の調理方法・加工方法・材料仕入れ先はできるだけ詳しくご記入ください。 ・ 保健所の許可書の写しを事務局に提出してください。（保健所に提出したもので構いません。） ・ また、多目的エリアでの『食品衛生責任者』を明確にお書きください。

■出展規程等について、下記の事項を確認しましたら、チェックを入れてください。

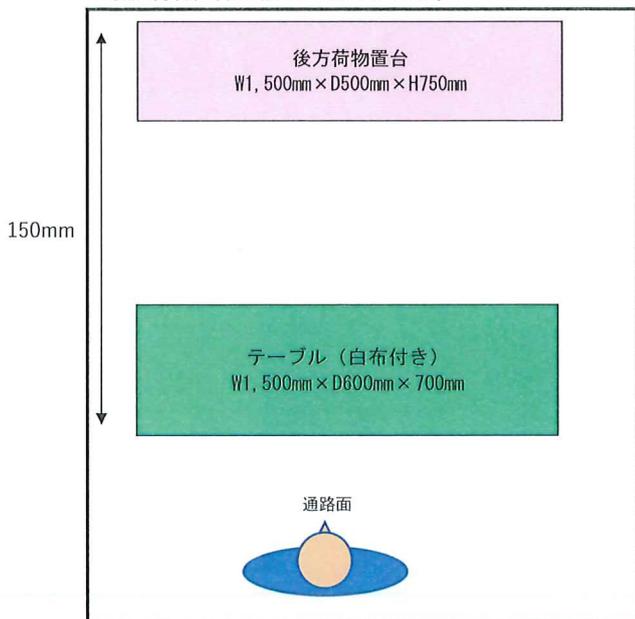
<input type="checkbox"/>	実施できない事項について	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国際博覧会協会ガイドラインにより禁止されているもの。 ア 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの イ 危険もしくは有害であるもの又は非衛生的であるもの ウ 大阪・関西万博の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるものエ 不当な利益を上げることが目的とするもの ・火災・爆発、その他防火上危険の生じる恐れがあるもの。 ・突発的な音・光の発出及び関西パビリオン内へ音・光が伝わり、前面広場にも同様の効果があるもの。 ・音量、集客等で周辺パビリオン、周辺通路に影響を及ぼすもの。 (今後発出される日本国際博覧会協会催事ガイドラインに準ずる) ・政治的、または思想的意図のあるもの。 ・通行の妨げになるもの。(指定場所以外への仮設物の設置など) ・契約・勧誘・寄附等に該当するもの。 ・調理(焼く・煮る・揚げる)など加熱を行うもの。 ・その他、関西パビリオン主催イベントとして、運営上支障のあるもの、もしくは不相当と認められるもの。 ・裸火の使用及び、危険物及び指定可燃物の持ち込み。
<input type="checkbox"/>	利用に際しての注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的エリアの催事に関する音量については、専門家の指導の下制限を設けます。来場者の安全確保のため、展示・実演を中止させる場合がございます。 ・イベント実施に関わる予測される事故・事件等については必要に応じて各種保険等へ加入や予測事項への対策をお願いいたします。
<input type="checkbox"/>	出展者物品の輸送について	<ul style="list-style-type: none"> ・基本、物品等の搬入には様々なルールや制約があることから、運営側で一括して、万博会場へ運搬する予定です。(当日の準備は各出展者でお願いいたします)
<input type="checkbox"/>	手荷物の搬入について	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドキャリー(手荷物)による搬入については、万博会場への搬入が可能なものに限られます。 ・スーツケースやキャリーケース等(キャスターのついているもの)は、公共交通機関の混雑対策や来場者の通行の支障となる恐れがあることから禁止です。 キャスターのついていない荷物であっても、来場者の支障になるような大きな荷物については、持込禁止となる場合がございます。
<input type="checkbox"/>	出展小間について	<ul style="list-style-type: none"> ・出展者相互間の境界の目印やパネル等はありません。 1小間のサイズが、W約1,500mm×D約1,500mmとなりますので、そのサイズを考慮した上で出展内容や装飾等をご検討ください。
<input type="checkbox"/>	展示装飾について	<ul style="list-style-type: none"> ・装飾物・出展物の高さ制限はございませんが、奥まで見渡せるようにするために、1.8m程度まで設置が可能です。(のぼりなど想定) ・施設の壁等から吊り下げたり、もたせかけて建物に荷重をかけることは禁止します。
<input type="checkbox"/>	参加料等の徴収について	<ul style="list-style-type: none"> ・万博のルールにより、来場者から参加料、体験料等を徴収することはできません。 (有償販売は可能です。)
<input type="checkbox"/>	運営について	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の販売・無料配布においては、展示時間をカバーできる量を確保してください。 ・開始後数時間でメインの配布物が終了し、休止・休業状態にならない工夫をお願いします。 [想定来場者目安] 1日約1,350人 (150人×9時間) ・手作りの展示でも、完成度の高い展示等をお願いします。 ・開会時間中の準備・撤去作業は、来場者から常に見えていることを意識してください。 ・出展時間内は、1名以上の常駐対応スタッフ配置をお願いします。 ・出展小間内の運営、備品準備は、各出展者でお願いします。 ・出展小間以外での実演等は行うことはできません。 ・不測の災害や事故に備え、利用される前に非常口、避難誘導方法、消火器、AEDの位置等の確認をお願いします。 ・小間の清潔を保持するため、自主清掃・整理整頓にご協力ください。 ・万博会場内は、全面禁煙です。 ・出展者は、展示、実演、撤去等を行う際には事故の発生防止につとめてください。 ・出展物の展示および実演の際、騒音、臭気、振動などには万全の防止策を講じてください。 ・滋賀県は、会場の保全・秩序の維持や来場者の安全に支障があると認めた場合、当該出展物の実演の中止もしくは制限を求めることがあります。 ・出展者またはその関係者の行為によって発生した事故については当該出展者の責任となります。

□	飲食物の提供について	<ul style="list-style-type: none"> ・試食・試飲や販売は可能ですが、現場での調理を必要とするものは提供できません。 ・試食・試飲は、保健所の指導にて実施の可否を判断いたします。 また、飲食内容の申請書を関西広域連合事務局へ提出し、最終の可否判断がございます。 ・加工品は、食品衛生法に基づく営業許可を受けた施設で製造されたものに限りです。 ・内容によっては、保健所への申請等が必要な場合があります。 <p>※詳細は、【飲食物の提供について】のシートを参照</p>
□	サイン、メニュー等の表記について	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者が「言葉の壁」を感じることがないように、サインやメニュー等は出来る限り、日本語と英語で併記いただきますよう、ご協力をお願いします。
□	電気設備について	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的（出展）エリア全体の電力容量に制限があるため、ご希望の電力容量を提供ができない場合があります。あらかじめご了承ください。 <p>【参考】多目的エリア全体で100V20A 9回路 コンセント10カ所</p>
□	出展終了後について	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、サンプル等の配布を行った場合は、その周辺を確認し、捨てられているものを回収処分してください。 ・出展者が持ち込んだものなどがゴミになった場合、イベント終了時に運営側がまとめて廃棄する予定です。ゴミの分別などが必要となりますので、ご協力をお願いします。 <p>※分別方法はわかり次第、ご案内いたします。</p>
□	キャンセルポリシーについて	<ul style="list-style-type: none"> ・天変地異及び諸状況により、開催が中止になった場合、各出展者がそれまでにかかった費用・経費については、補償しかねます。あらかじめ、ご了承ください。
□	販売できるものについて	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博のテーマおよび出展・協賛対象施設のテーマに沿わないものは販売できませんので、ご配慮をお願いします。
□	買い物袋について	<ul style="list-style-type: none"> ・会場内で提供する買い物袋は有償のエコバッグ・手さげの紙袋のみとし、それ以外の配布は禁止します。なおエコバッグの販売を優先してください（無償での袋の配布禁止となります。）
□	容器包装について	<ul style="list-style-type: none"> ・会場外で包装される商品（例：タオル、衣類、飲食物などの物販の包装）においてもプラスチックの素材を減らすよう検討・工夫をしてください。 ・会場内で包装する場合、容器包装はプラスチックを禁止します。 ・緩衝材については、プラスチックを禁止し、リサイクルの可否は問いません。 <p>※プラスチックの緩衝材は禁止しておりますが、日本国際博覧会協会の分別区分においてリサイクルできないとされている昇華転写紙や木毛は使用可能です。</p>
□	決済機器について	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博 会場内はキャッシュレス決済とし、原則現金は取り扱いはありません。 ・日本最大級のブランド数、決済手段の取り扱いを目指します。 ・すべての決済ブランドに対する決済手数料率は2.5%がかかります。 ・ロイヤリティは飲食は8%と物販・サービスは10%が売上金より引かれます。 ・ロイヤリティと決済手数料を売上金額から引かれたものが売上金として振り込まれます。 <p>※振込方法、時期については、わかり次第共有いたします。</p>
□	決済端末機について	<ul style="list-style-type: none"> ・stera mobile(POS連動なし)の端末をご利用いただけます。（台数は10台と限りがあります） <p>※使用マニュアルの提供があり次第共有いたします。</p>
□	搬入搬出について	<p>出展者物品の輸送管理については、滋賀県内指定箇所にて集約（集荷）し、一括し万博会場に輸送する方法を運用します。催事終了後も同様に一括して滋賀県に輸送、各出展者への引き渡しを行います。そのため、出展者が車で納入等はできませんので、ご理解ください。</p>

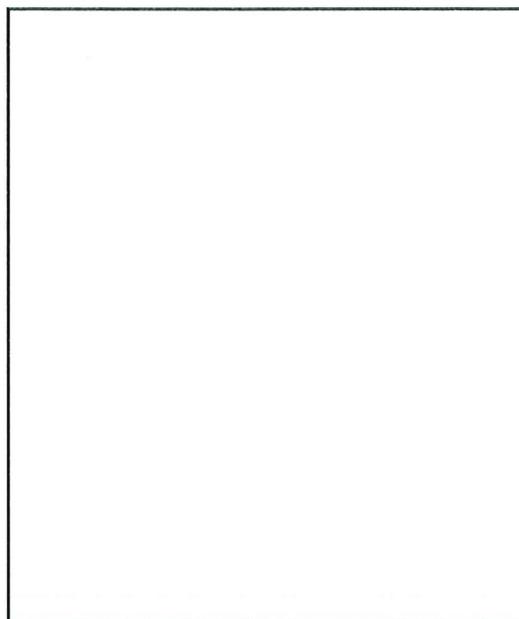
■現時点の予定で結構なので、ブースの配置やイメージを教えてください。※テーブル（下記の緑図形）については、動かさずので、必要に応じて配置ください。

※後方荷物置台は動かさない予定です。

■下記枠内に出展時のイメージ図を示してください。参考画像等がありましたら貼付ください。



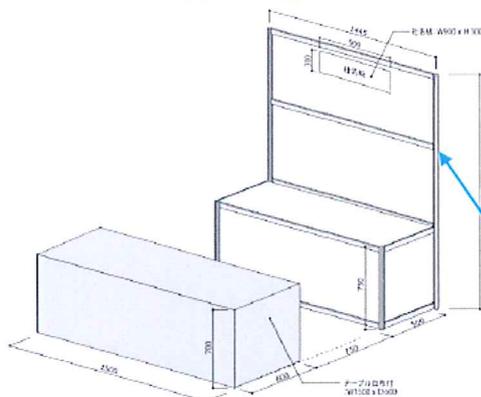
1小間サイズ：W約1,500mm×D約1,500mm



出展スペース仕様・基本パッケージ

出展小間イメージ

[1小間サイズ]
W約1,500mm×D約1,500mm
スペースのみの利用も可能です。



※仕様は現時点のイメージであり、今後変更する可能性があります。

基本備品

- [展示台]
 - ・テーブル(白布付)
(W1,500mm×D600mm×H700mm)1台
 - ・後方荷物置き台
(W1,500mm×D500mm×H750)1台
- [出展者名板]W900mm×H300mm(日英表記)
- [スタッキングチェア]
必要数をご用意させていただく予定です。
サイズ:W450mm×D470mm
- [バックパネル] W1,445mm×H2,100mm
※間に一部フレームがございます。(板面から5~6mm出ます)



自社の魅力を長浜の未来を担う子どもたちに伝えていきませんか？

参加企業募集中!!

参加
無料

開催日時

2025年 **3月5日**(水) 14:30~17:30

(準備・撤収時間を含みます)

開催場所

きっずライフ 八幡中山 (長浜市八幡中山町1154番地1)
NKビル2階)

内容

長浜市内の **放課後児童クラブの子どもたち** との交流プログラム

自社の製品・サービス・仕事内容を地域の次世代に伝えるとともに、
次世代のための地域貢献の取り組みを広く発信できます！

過去開催の様子



アイスブレイク

子ども大人も一緒に交じって、簡単なゲームを実施

お仕事クイズ

企業より事前に提供いただいた写真をもとに、仕事内容にちなんだ3択クイズを出題

お仕事たんけんたい

各企業ブースで製品やサービス等を紹介
子どもたちはインタビューしながら、オリジナル「おしごとずかん」を完成

募集対象

長浜市内に本社または事業所等のある企業・団体

(申込多数となった際は抽選とさせていただきます。あらかじめご了承ください)

参加希望企業・団体様向けに

**オンライン
事業説明会**

を開催。実施準備をサポートします！

申込・詳細は
こちらから

後援

長浜市

2/7(金)、2/14(金) いずれも10:00~11:00

主催
お問合せ

滋賀県SDGs事業ことなBASE運営事務局

〈主催：滋賀県総合企画部企画調整課 運営：特定非営利活動法人 放課後NPOアフタースクール〉

電話 050-1752-4742 (平日 10:00-17:00)

Mail kodonabase@npoafterschool.org (担当：米村・廣瀬)



プログラム参加申込期限：2/19

こどなBASE

子ども × 大人でつくる、滋賀の未来。

参画企業・団体募集

子ども × 大人でつくる滋賀の未来

滋賀県に関わる様々な企業・団体が、将来社会の担い手となる子ども・次世代と共に未来をつくるため、滋賀県では、企業・団体の魅力／想い／強みを子ども・次世代に伝えられる体験プログラムの企画や実施を伴走支援するこどなBASEを2023年度に開始いたしました。SDGs・MLGsなど社会課題の解決に携わる滋賀の企業・団体によるその魅力を発信できる体験プログラムの実施に「こどなBASE」が伴走し、放課後児童クラブや子ども食堂など子どもを見守る現場に届けます。

こどなBASEが取り組んでいる主な事業 (2024年度)



しがのおしごとずかん

お仕事紹介を通じて子どもたちとの交流を楽しむ複数企業参加型の体験プログラム。企業に関するクイズののち、子どもたちは企業の方にインタビューをしながら、オリジナルの「おしごとずかん」を完成させていきます。



体験コレクション

長期休暇期間を主に、各社の子ども向け体験プログラムを集約し、県下の子ども現場に案内していきます。



企業・団体向けイベント

こどなBASEの取組紹介に加えて、テーマに合わせたゲストスピーカーを迎えて、子ども・次世代を通じた地域貢献やSDGsについて考えるイベント。参加者間の交流時間も好評です。

子どもに体験を届けたい企業をこどなBASEが支援・伴走します

企業間交流の場の開催

SDGs・MLGsや次世代教育等への関心を持つ企業・団体の担当者間の交流・共創の場を定期的で開催しています。

子どもの現場への参加

子どもの現場に参加し、お仕事の魅力を子どもたちに伝えながら、プログラム開発のヒントを得られます！

体験プログラムの実践及び開発

体験プログラムのコンテンツ開発やブラッシュアップ、企業の戦略・方針に沿った実施方法など、個別に御相談ください。

体験プログラムの拡大及び自走化

県内市町とも連携しながら、企業の体験プログラムをニーズのある子どもの現場とマッチングしていきます。

※プログラムの開発など支援内容にあたっては有償となる場合がございます。

滋賀の企業が届ける“未来の学び・体験”（実施例）



トヨタモビリティパーツ
株式会社滋賀支社

水素ラジコンや実際の水素自動車を使って、未来のエネルギーである水素エネルギーを理解する体験学習の実施。



株式会社ダイフク

カードやクイズを使いながら、トンボの生態系や絶滅危惧種の保全活動など生物多様性の重要性を学ぶプログラムの実施。



株式会社イシダ

計量・包装システムメーカーにとっても大事な技術であるプログラミングの考え方を学ぶワークショップの実施。

企業にとっての次世代支援の意義やメリット

仕事のやりがいや新たな気づきにつながった！



子どもたちに触れ、自分の仕事を見つめなおし、モチベーションがあがって、仕事にも良い効果が出ていると感じます。

社内外の認知拡大につながった！



新聞報道等により、取組の社内認知が向上しました。BtoBの企業なので、地域の方に会社のことを知っていただく機会になりました。

SDGs活動の拡大の契機に！



SDGs×子どもをテーマとする取組を通じて、部署横断的な連携や自社のみならず多様な主体との連携・協働に至った好事例の創出につながりました！

これまでの実績（2024年10月末現在）

こどなBASE会員登録企業・団体

66企業団体

企業・団体向けイベント参加者

のべ223名

参加者の満足度
2024年度プログラム実施満足度調査

95.5%

参加児童

100%

子ども現場

92.5%

参加企業

実際の活動の様子をInstagramで公開しています。ぜひご覧ください！



体験プログラム実施企業数

のべ33社

体験プログラム子ども参加者

のべ640名

登録・問合せはこちら

＼登録無料／

右記QRコードから簡単にご登録いただけます。ご登録お待ちしております！



＼寄付で活動を応援／

滋賀県以外にお住まいで、「こどなBASE」の活動に賛同いただける方は、ふるさと納税を通してぜひ応援のほどよろしく願いいたします。



～子どもとともに企業等がきづく・つなぐ・ささえる持続可能な社会を目指して～
滋賀県SDGs事業こどなBASE運営事務局
(運営：特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール)

✉ kodonabase@npoafterschool.org

☎ 050-1752-4742 (平日10:00-17:00)